

平成30年第6回佐伯市教育委員会会議録

1 日 時 平成30年6月22日（金）
開会 15時06分 閉会 17時07分

2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室

3 出席者の氏名

教育長 土崎 谷夫

委 員 桑門 超 委 員 米倉 ゆかり

委 員 岩佐 礼子 委 員 平井 國政

4 事務局

教育部長 狩生 浩司 教育総務課長 吉村 岩雄

学校教育課長 高野 徹 社会教育課長 淡居 宗則

体育保健課長 榎 英樹

本日の書記 総括主幹 須山 禎宏

5 付議した議案 4件

6 報告事項等 5件

7 その他 0件

8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成30年第6回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第5回教育委員会の会議録の承認を米倉委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・5/21 教育委員の退任及び就任
- ・5/23～7/12 市内小・中学校訪問
- ・5/27～ 佐伯市水防訓練について
- ・5/29 大分県市町村教育委員会連合会総会
- ・5/31 大分県議会総務企画委員会一行視察
- ・6/3～6/24 第10回地区対抗スポーツ大会
- ・6/4～6/9 嘉風閣佐伯合宿
- ・6/5～ 市中体連県予選
- ・6/12～15 佐伯市議会一般質問

- ・6/19 教育民生常任委員会
- ・6/20 国際交流アドバイザー委嘱
- ・6/21 屋内運動広場オープンセレモニー・侍ジャパン佐伯合宿

議 案

【議 事】

議案第 20 号 佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会委員の委嘱又は任命 について

- 教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第 20 号佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会委員の委嘱又は任命について、担当からお願いします。
- 教総課長 佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会の委員に別紙の者を委嘱又は任命したいので、佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会条例第 4 条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、新たに委員を委嘱し、又は任命したいので提出するものであります。当該協議会の事務としましては、教育委員会の諮問に応じ、市立幼稚園及び小・中学校において顕在化する教育的諸問題について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申するものであります。委員の数は 25 人以内、任期は当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでの期間となっています。委員の案については 2 ページを参照ください。説明は以上です。
- 教育長 この協議会は条例で定められたものであり第 2 条にあります顕在化する教育的諸問題について調査及び審議を行い、教育委員会の施策決定等に対する有効な意見等を教育委員会に建議する機関であります。なぜ協議会の調査及び審議が必要なのかについては議案第 21 号で提案を説明します。ご意見、ご質問はありませんか。
- 平井委員 この委員は役職指定ですか。
- 学教課長 諮問された内容により専門的な機関から選んでいます。
- 教育部長 条例第 4 条の各号の中から選んでいるので宛職的なものではありません。
- 教育長 その他意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。
- 各委員 (全委員から「はい」との意見あり)
- 教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 21 号 佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会への諮問について

- 教育長 議案第 21 号佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会への諮問について、担当からお願いします。
- 教総課長 議案第 21 号佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会への諮問について、佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会条例第 1 条及び第 2 条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、喫緊の課題である「市立幼稚園及び小・中学校における教職員の働き方改革の推進」について諮問を行うため提出するものであります。具体的な内容は 4 ページの諮問書(案)のとおりです。以上です。
- 教育長 現在、佐伯市教育委員会の様々な課題はありますが特にスピード感を持って取り組まなければならないのは教職員の働き方改革をどのように推し進めるのかということであります。このことを議案第 20 号で委嘱又は任命した委員で構成する協議会に諮問し有効な調査の上、建議を頂くというものであります。ご意見、ご質問はありませんか。
- 岩佐委員 教職員の働き方改革について、小・中学校に関しては自治体が決めていくことなんでしょうか。
- 学教課長 はい。
- 岩佐委員 県のガイドライン等はあるのですか。
- 教育部長 国のガイドラインは。
- 学教課長 国のガイドラインはありますが、県のガイドラインはまだ出ていません。大分市は新聞報道によると取組を行っています。
- 岩佐委員 「いつまでに」などのスケジュール的なものは。
- 学教課長 協議会の中で話していきます。
- 教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。
- 各委員 (全委員から「はい」との意見あり)
- 教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 22 号 佐伯市文化会館運営審議会委員の委嘱について

教育長 議案第 22 号佐伯市文化会館運営審議会委員の委嘱について、担当からお願いします。

社教課長 議案第 22 号佐伯市文化会館運営審議会委員の委嘱について、佐伯市文化会館運営審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、佐伯市文化会館条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、学校教育及び社会教育の関係者から新たに後任の委員を委嘱したいので提出するものであります。以上です。

教育長 佐伯市文化会館運営審議会の内容はどのようなものなのか。

社教課長 佐伯市文化会館の事業等について、教育委員会からの諮問を受けて協議会としての答申を行うものであります。ここ最近では自主事業を行っていないため審議会は開催されていませんが、大手前開発事業の関係で文化会館の機能を建設予定のまちづくり交流館へ移すということで調整が進んでおり、その内容について審議会でも審議していただくようになります。

教育長 審議会へ諮問を行う際は委員へ説明を行うようお願いします。ご意見、ご質問はありませんか。

平井委員 新しく建設されるまちづくり交流館について、小・中学生が利用する場合の使用料を減免できるよう規定の整備をしてもらいたい。

教育長 使用料の減免規定について、文化会館を含めて説明をお願いします。

社教課長 佐伯市文化会館条例で設置されている佐伯文化会館と弥生文化会館には条例上減免の規定がありません。まちづくり交流館については所管が市長部局でありますのでそちらで検討されると思います。

教育長 使用料の減免を条例上規定することは法律的に問題ないのか。問題がないのであれば市民が施設を利用することに関して、芸術振興の事情に立って減免を行うことは通常の考えであり、今まで減免の規定を整備していないのはどのようなことなのか。

社教課長 法律的に問題はありません。過去に検討は行ってきましたが減免の基準や財政的な面で規定の整備に至っていません。

教育長 まちづくり交流館の使用料の減免について、所管課に対し教育委員会として要望を行っていくよう準備していきます。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 23 号 佐伯市総合運動公園管理運営規則の一部改正について

教育長 議案第 23 号佐伯市総合運動公園管理運営規則の一部改正について、担当からお願いします。

体保課長 議案第 23 号佐伯市総合運動公園管理運営規則の一部改正について、佐伯市総合運動公園管理運営規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。提案理由は、屋内運動広場の供用開始に伴い、佐伯市総合運動公園施設利用許可（変更）申請書及び佐伯市総合運動公園施設利用（変更）許可書について、屋内運動広場に係る記載を追加するためであります。屋内運動広場の概要については別紙のとおりです。以上です。

教育長 この施設は巻き上げ式の電動シャッターがあり、トラックが出入りできる開口部となっています。非常災害時には荷物の集積及び荷さばきの場所となります。

教育長 この施設の設置について、条例で規定していますが条例の制定時には供用開始日が決定していませんでした。その理由は施設の排水について、地元と調整を行っていたためです。調整が整いましたので7月1日から供用開始することとなりました。供用開始に伴い、施設の申請や許可を行うための事務を規定する教育委員会規則を改正するものであります。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- (1) 教育委員会と学校教職員との意見交換会の開催について
- (2) 佐伯市奨学金奨学生選考委員会の審議結果について
- (3) 中学校部活動指導員について
- (4) 平成30年第3回定例会一般質問について
- (5) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第6回佐伯市教育委員会を終了します。

終了17時07分